

1	小規模企業者等設備導入資金貸付金					千円
1	1 小規模企業者等設備導入資金貸付金					5,964,345
2	2 事務費					10,825
1	1 諸費					10,825
3	3 公債費					1,892,360
1	1 公債費					1,892,360
4	4 繰出金					12,853
1	1 一般会計繰出金					12,853
	歳出合計					7,880,383

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金	千円 3,540,423	普通貸借	1.50%	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。
貸付金			0	
計	3,540,423	/	/	/

平成17年度青森県農業改良資金特別会計予算

平成17年度青森県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ363,477千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
款	千円	
1 貸付勘定収入	353,805	
1 繰越	106,998	
2 諸収入	246,807	
2 業務勘定収入	9,672	
1 繰入	9,667	

2	繰越収入		1
3	諸収入		4
	歳入合計		363,477
歳出	項	金額	
款	千円		
1 貸付勘定	353,805		
1 貸付勘定	353,805		
2 業務勘定	9,672		
1 取扱事務	9,672		
	歳出合計		363,477

平成17年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成17年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ602,741千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
款	千円	
1 貸付勘定収入	600,000	
1 繰越	539,247	
2 諸収入	60,753	
2 業務勘定収入	2,741	
1 繰入	2,737	
2 諸収入	3	
	歳入合計	
	602,741	

歳出	項目	金額 千円
1	貸付勘定	600,000
2	国庫返還	150,000
3	繰出金	300,000
2	業務勘定	150,000
1	取扱事務費	2,741
	歳出合計	602,741

平成17年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成17年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,938千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項目	金額 千円
1	貸付勘定収入	130,000
1	繰越収入	1,486
2	諸収入	122,578
3	繰入収入	1,979
4	国庫支出金	3,957
2	業務勘定収入	2,938
1	繰入	2,935

歳入	項目	金額 千円
2	繰越収入	132,938
3	諸収入	2
歳出		
1	貸付勘定	130,000
2	業務勘定	130,000
1	取扱事務費	2,938
	歳出合計	2,938
	歳出合計	132,938

平成17年度青森県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	青森県立中央病院	
(1)	病 床 数	705床
(2)	年 間 患 者 数	557,407人
	イ 入 院 患 者 数	227,031人
	ロ 外 来 患 者 数	330,376人
(3)	一 日 平 均 患 者 数	622人
	イ 入 院 患 者 数	1,354人
	ロ 外 来 患 者 数	
(4)	建 設 改 良	
	イ 病 院 工 事	567,457千円
	ロ 資 産 購 入	468,155千円
2	青森県立つくしが丘病院	
(1)	病 床 数	350床
(2)	年 間 患 者 数	122,289人

イ 入院患者数	102,565人
ロ 外来患者数	19,724人
(3) 一日平均患者数	
イ 入院患者数	281人
ロ 外来患者数	81人
(4) 建設改良	
イ 病院工事	37,060千円
ロ 資産購入	9,675千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 中央病院事業収益	15,509,325千円
第1項 医業収益	13,704,708千円
第2項 医業外収益	1,804,617千円
第2款 つくしが丘病院事業収益	2,156,207千円
第1項 医業収益	1,592,678千円
第2項 医業外収益	563,529千円

支 出	
第1款 中央病院事業費用	16,538,475千円
第1項 医業費用	16,112,907千円
第2項 医業外費用	422,568千円
第3項 予備費	3,000千円
第2款 つくしが丘病院事業費用	2,170,115千円
第1項 医業費用	2,145,082千円
第2項 医業外費用	24,033千円
第3項 予備費	1,000千円

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 中央病院資本的収入	2,514,772千円
第1項 負担金	1,501,772千円
第2項 企業債	1,013,000千円
第2款 つくしが丘病院資本的収入	163,459千円
第1項 負担金	123,428千円
第2項 企業債	9,000千円
第3項 補助金	31,031千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出	2,514,772千円
第1項 建設改良費	1,035,612千円
第2項 償還金	1,479,160千円
第2款 つくしが丘病院資本的支出	163,459千円
第1項 建設改良費	46,735千円
第2項 償還金	116,724千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	1,013,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	政府資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。今により年変更、繰上償還又は借換することができる。
県立つくしが丘病院医療器械整備事業	9,000			
計	1,022,000	/	/	/

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,859,124千円
 (2) 交際費 321千円
 (他会計からの補助金)

第8条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 救急現場医療確保事業費に係る県費補助金 10,409千円
- (2) がん診療施設情報ネットワークシステム事業運営費に係る県費補助金 5,574千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,132,143千円と定める。

平成17年度青森県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度青森県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 事業量 46,834,000キロワットアワー
- イ 年間販売電力量
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 電気事業収益 401,871千円
- 第1項 営業収益 401,393千円
- 第2項 財務収益 478千円

支出

- 第1款 電気事業費用 352,718千円
- 第1項 営業費用 333,827千円
- 第2項 財務費用 4,897千円
- 第3項 営業外費用 8,994千円
- 第4項 予備費 5,000千円
- (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額149,582千円は減債積立金19,265千円、建設改良積立金63,382千円、中小水力発電開発改良積立金61,291千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,644千円で補てんするものとする。)

収入

0千円

支出

- 第1款 資本的支出 149,582千円
- 第1項 建設改良費 130,317千円
- 第2項 企業債償還金 19,265千円
- (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 158,664千円
- (たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、755千円と定める。

平成17年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 八戸工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量 121,280,840立方メートル
 ロ 給水事業所数 12事業所
 ハ 一日平均給水量 332,580立方メートル

2 六ヶ所工業用水道事業

(1) 事業量

イ 年間総給水量 722,700立方メートル
 ロ 給水事業所数 1事業所
 ハ 一日平均給水量 1,980立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 八戸工業用水道事業収益 945,999千円
 第1項 営業収益 939,805千円
 第2項 営業外収益 6,194千円
 第2款 六ヶ所工業用水道事業収益 34,148千円
 第1項 営業収益 34,148千円

支出

第1款 八戸工業用水道事業費用 831,829千円
 第1項 営業費用 737,427千円
 第2項 営業外費用 84,402千円
 第3項 予備費 10,000千円
 第2款 六ヶ所工業用水道事業費用 49,552千円
 第1項 営業費用 35,986千円
 第2項 営業外費用 12,566千円
 第3項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額858,543千円は減債積立金3,904千円、建設改良積立金264,009千円、損益勘定留保資金562,017千円及び消費税及び地方消費税資本的収支

調整額28,613千円で補てんするものとする。）。

収入

0千円

支出

第1款 八戸工業用水道事業資本的支出 858,543千円
 第1項 建設改良費 723,914千円
 第2項 企業償還金 134,629千円
 (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

233,829千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,713千円と定める。

平成17年度青森県観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度青森県観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量

イ 年間有料入館者数 274,000人
 ロ 一日平均有料入館者数 751人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第1款 観光施設事業収益	484,210千円
第1項 営業収益	227,694千円
第2項 営業外収益	256,516千円

第1款 観光施設事業費用

第1項 営業費用	477,195千円
第2項 営業外費用	2,070千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額113,401千円は損益勘定留保資金112,763千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額638千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	15,995千円
第1項 補助金	14,809千円
第2項 工事負担金	1,186千円

支出

第1款 資本的支出	129,396千円
第1項 建設改良費	29,396千円
第2項 他会計からの長期借入金償還金 (一時借入金)	100,000千円

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 (他会計からの補助金)	320千円
--------------------------	-------

第8条 他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 県営浅虫水族館運営対策に係る県費補助金	235,200千円
(2) 県営浅虫水族館建設改良に係る県費補助金	14,809千円

(発行所・発行人) 青森市長豊二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二十番七十七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭